

第4次湯浅町男女共同参画基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、第4次湯浅町男女共同参画基本計画策定業務を委託するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

第4次湯浅町男女共同参画基本計画策定業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和8年度までの5カ年を計画年度とする第3次湯浅町男女共同参画基本計画の進捗状況や計画策定後の状況の推移等を整理し計画の評価を行う。また、令和9年度を初年度とする第4次湯浅町男女共同参画基本計画（以下「第4次基本計画」という。）に反映すべき課題を（アンケート調査等により調査・分析することにより）抽出し、その課題解決に向けた本町の取り組み方針などを定めた第4次基本計画を作成することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「第4次湯浅町男女共同参画基本計画策定業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日（令和8年7月上旬予定）から令和9年3月26日まで

(5) 本業務委託における提案上限額

5,830,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 業務エリア

有田郡湯浅町全域

3 受託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件及び制限

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 本業務の募集目的に賛同し、意欲のある者であること。

(2) 国や和歌山県男女共同参画基本計画の動向に関する知識を有すること。

(3) 地方公共団体が発注した男女共同参画関係の計画策定又は策定支援に関する業務の元請けでの受注及び履行完了実績が過去5年間（令和3年度から令和7年度）に10件以上有していること。

(4) 次のいずれかに該当する法人その他団体等は応募することができない。

- ① 国税及び地方税を完納していない者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札に係わる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者等）
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤ 湯浅町建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年6月30日要綱第4号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑥ 湯浅町暴力団排除条例（平成23年9月21日湯浅町条例第24号）第2条第1号から第3号に該当しない者であること。

5 スケジュール

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施する。

なお、日程については現在の予定であり、状況により変更となる場合がある。

内 容	日 程
公募開始(ホームページ掲載)	令和8年5月22日(金)
質問書の受付	令和8年5月29日(金)～令和8年6月3日(水) 午後5時まで
質問書に対する回答	令和8年6月5日(金)
参加申込・企画提案書等の提出	令和8年6月8日(月)～令和8年6月12日(金) 午後5時まで
選定委員会(プレゼンテーション)	令和8年6月22日(月)【予定】
審査結果の通知・公表	令和8年6月30日(火)【予定】

6 参加申込・企画提案書等の提出

(1) 提出期間 令和8年6月8日(月)～令和8年6月12日(金)まで

(2) 提出方法 持参又は郵送とする。

持参の場合は、町の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、令和8年6月12日(金)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には「第4次湯浅町男女共同参画基本計画策定業務プロポーザル企画提案書在中」と記載すること。

(3) 提出場所 湯浅町人権推進課

(〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2707番地1 湯浅町総合センター)

(4) 提出書類

別紙「湯浅町男女共同参画基本計画策定業務委託仕様書」に記載した内容を踏まえ、次に掲げる書類をA4版で構成し、紙媒体で提出書類①～⑨の順序でインデックスを付け、A4フラットファイルで提出すること。なお、A3判の資料は、折りたたんでファイルに閉じることが出来れば可とする。

① 参加申込書〔様式第1号〕

② 会社概要書〔様式第2号〕

※会社の事業概要がわかる会社案内等の資料でも可能です。

③ 業務実績調書〔様式第3号〕

※過去5年間（令和3年度から令和7年度）に地方公共団体が発注した男女共同参画関係の計画策定又は策定支援に関する業務の元請けでの受注及び履行完了した実績を記載すること。

④ 業務実施体制表〔様式第4号〕

※総括責任者及び担当者（全員分）について記載すること。

⑤ 企画提案書〔任意様式〕

※企画提案提出書類の順序については、P5(4) 審査基準等に記載の「評価項目」に従ってファイルに閉じること。

⑥ スケジュール表〔任意様式〕

※業務遂行のためのスケジュールを、仕様書6 委託業務の内容を参考に作成し、添付すること。

⑦ 見積書〔任意様式〕

※見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

⑧ 事業税及び法人税の納税証明書

⑨ その他補足資料

(5) 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和8年5月29日（金）～令和8年6月3日（水）まで

(2) 受付方法 質問のある参加者は、質問内容を質問書〔様式第5号〕に記入の上、令和8年6月3日（水）午後5時までに下記メールアドレス宛に電子メールにて提出し、その旨を湯浅町人権推進課まで電話で連絡すること。なお、受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

※電子メールの件名の先頭に「第4次湯浅町男女共同参画基本計画策定業務に関する質問」と必ず記載すること。

(3) 提出先 湯浅町人権推進課

電話：0737-64-1126

E-mail：jinsui@town.yuasa.lg.jp

- (4) 回答 質問に対する回答は、湯浅町ホームページにて令和8年6月5日（金）までに公開することとし、個別での回答は行わない。なお、回答は、プロポーザル実施要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける参加提案者の審査及び選定を行うため、選定委員会を設置する。

- (2) 選定委員会は、プロポーザルへの参加提案者から提出された企画提案書及びプレゼンテーション等を審査し、総合的に評価した結果、最も評価の高い参加提案者を第1の受託候補者とし、第2位のを次点者として選定する。なお、選定結果については、各提案者に通知する。

9 プレゼンテーション

(1) 実施予定日 令和8年6月22日（月）

※ 詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) 実施場所 湯浅町役場2階 災害対策室

(3) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーションは、本業務に携わる総括責任者・担当者等を含めて3名以内で行うものとする。
- ③ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。しかし、提案内容の順序については、P5（4）審査基準等に記載の「評価項目」に従って行うこと。なお、当日の資料追加は認めない。
- ④ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤ プレゼンテーションの時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）以内とする。準備、片付けの時間は別途各5分とする。
- ⑥ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者ですべて準備すること。
- ⑦ プレゼンテーションは非公開とする

(4) 審査基準等

以下の採点項目に基づき審査を行う。

評価項目		評価基準	配点
業務 遂 行 能 力	業務実績	○ 本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	10
	実施体制	○ 本業務を確実に実施できる体制や人員が確保されているか。 ○ 総括責任者及び担当者は経験や実績が十分で必要な知識及び知見を有しているか。	10
提 案 内 容	現状・施策の動向、第3次基本計画の評価・検証	○ 本町の男女共同参画推進施策に関する現状のほか社会背景を理解し国や和歌山県の動向を的確に捉えた課題分析方法などが具体的に提案されるか。 ○ 第3次基本計画の評価・検証方法などが具体的に提案されるか。	5
	住民等意識調査	○ 幅広い意見徴収のための有効な把握方法、手法等の提案がされているか。 ○ 第4次基本計画策定につながる効果的な調査項目に関する提案がされているか。 ○ ニーズの把握や事業量の推計など現状把握と課題を整理するための適切な集計・分析手法となっているか。 ○ 回収率向上及び回答者負担軽減のための方策があるか。	20
	計画策定支援	○ 意識調査等の結果を第4次基本計画にどの様に反映するのかなど効果的な手法が具体的に提案されているか。 ○ 人口の推計、量の見込み算出、目標値の設定方法などが具体的に提案されるか。 ○ 次期計画に包含される各種計画を一体的に捉えた施策体系イメージが提案されているか。	20
	スケジュール	○ スケジュールおよび作業工程が具体的に設定され妥当なものか。	5
	提案力	○ 本業務に有効と思われる提案や工夫がされているか。	20
見積価格		○ 提案の内容に対し適正な金額であるか。	10
合計			100

(5) 審査結果

審査結果は、提案参加者に対し、電子メールにて通知するとともに、後日書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

10 失格

次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書類等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格にあたりと認める場合

11 受託候補者等の決定及び通知

受託候補者及び次点者は令和8年6月30日（火）までに決定し、選定結果は提案参加者に通知するものとし、受注候補者については、湯浅町ホームページにて公表するものとする。

12 その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても町はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査したうえで受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。但し、評価点の合計が60点未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- (4) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (7) 町は、提出書類を審査に必要な範囲において複製できるものとする。
- (8) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (9) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (10) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

13 問合せ先

湯浅町人権推進課 猪瀬

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅2707番地1 湯浅町総合センター内

電話：0737-64-1126 FAX：0737-63-3792

E-mail：jinsui@town.yuasa.lg.jp